

第十三節 出願審査の請求

I 出願の審査及び出願審査の請求

特許出願の審査は、出願審査の請求があったものについてのみ行います（特48の2）。

出願審査の請求は、本人、他人を問わず誰でもすることができます。本人以外が出願審査の請求をする場合は、【書類名】に「出願審査請求書（他人）」と記載してください。他人からの請求は本人に通知されます。

II 出願審査の請求をすることができる期間

- (1) 出願審査の請求をすることができる期間は、出願の日から3年以内です（特48の3(1)）。
- (2) 出願の日から3年経過後であっても、次のいずれかの出願であるときは、新たな出願の日から30日以内に限り出願審査の請求をすることができます（特48の3(2)）。
 - ① 分割による新たな出願
 - ② 変更した出願
 - ③ 実用新案登録に基づく特許出願
- (3) 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により保全指定がされた場合は、出願審査の請求をすることができる期間は「出願の日から3年を経過した日」又は「経済安全保障推進法第77条第2項の規定による保全指定の解除等又は期間満了の通知を受けた日から3月を経過した日」のうちいずれか遅い日までとなります（経済安全保障推進法82(3)）。
- (4) 出願審査の請求ができる期間内に、出願審査の請求がなかったときは、その出願は取り下げられたものとみなされます（特48の3(4)（特48の3(7)において準用））。また一度した出願審査の請求は、取り下げることができません（特48の3(3)）。
- (5) 出願審査の請求をすることができる期間を経過した場合の救済措置（特48の3(5)（特48の3(7)において準用））

出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がなかったために、取り下げたものとみなされた特許出願であっても、特許出願人が期間内に、出願審査の請求をすることができなかったことが「故意によるものでない」ときは、出願審査の請求が認められます。

この場合、出願審査の請求をすることができるようになった日から2月以内で、期間経過後1年以内に限り、出願審査請求書を提出することができます。出願審査請求書に【その他】の欄を設けて「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」と記載して提出するとともに、「①所定の期間内に手続をすることができなかった理由及び手続をすることができるようになった日」の記載、「②手続をしなかったことが故意によるものでない」ことの表明、及び「③出願審査の請求を遅延させることを目的とするものではなかった旨」を記載した回復理由書を提出しなければなりません。（特施規31の2(4)(5)）。なお、「故意でない基準」により回復理由書を提出する際には、回復手数料（212,100円）を納付しなければなりません。（特別表第11号、手数料令1(2)⑪）。

「故意でない基準」による期間徒過後の救済に係る手続の詳細は、特許庁ホームページ「期間徒過後の救済規定に係る回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」